

# 京都国立博物館所蔵文書「重要雑録」件名目録

館史編纂班

「重要雑録」(三冊)は、明治二十四年より大正十三年までの、処務要項を中心にした事務関係書類を綴じ込んだものである。処務要項には臨時閉館、職員の仕事動向、収支概要、新築営繕、社寺分与金、陳列、列品調査保管などについてのおの項目を立てて記録しており、当時の京博の運営状況を把握するためには欠かすことのできない資料である。

## 凡例

一、本目録は、京都国立博物館所蔵文書「重要雑録」四冊の各年次巻頭に付された目録より作成したものである。

一、簿冊毎に《》で区切り、各年ごとに【】であらわした。

例 《自明治廿四年至同四十年 重要雑録》

### 【明治廿四年重要雑録】

一、漢字は旧字体を現行の字体にあらため、異体字・俗字はできるかぎり正字にあらためた。

一、原文中明らかに誤りと思われる文字については( )にて補正を行った。

一、本稿の作成は艦由紀、小林昌代が行った。

《重要雑録 自明治廿四年至同四十年》

### 【明治廿四年重要雑録】

第一号

京都府及奈良県下ノ社寺什宝ヲ京都、奈良両博物館ニ移シ保管ノ儀並其ノ種別取調方ニ関シ両府県知事ヘ照会ノ件(帝国博物館原義)  
(四月)

### 【明治廿五年重要雑録】

第一号

博物館建築工事及予算書等ニ関シ東京出張復命書ノ件  
(七月)

### 【明治廿六年重要雑録】

第一号

事務所移転、庭園裝飾及収支予算等ニ関シ東京出張復命書ノ件  
(八月)

第二号

帝国博物館ヨリ寄贈ノ同館出版図書草木図説目録外二十八点受納ノ件  
(九月)

第三号

当分ノ内職員ノ昇叙増給及賞与共一切執行セサル儀ニ関

シ主事ヨリ通牒ノ件

(十二月)

【明治廿七年重要雜録】

第一号 旧館長森本後凋ヨリ引継書類領収ノ件

(二月)

第二号 帝国博物館詰巡查ニ罹ル経費竝参考書類回付等ノ儀ニ付  
キ主事ニ依頼ノ件

(三月)

【明治卅一年重要雜録】

第一号 妙心寺中靈雲院ヨリ什宝古法眼元信筆襖画剝掛幅四十九

幅ヲ帝国博物館へ寄託願出ノ儀ハ願意不聴許方及奈良京  
都両館ノ内へ寄託指示方竝掛幅取調ニ関シ主事へ回答ノ  
件

(十二月)

【明治卅五年重要雜録】

第一号 当館統計材料ノ内陳列品種別ノ儀ニ関シ東京帝室博物館

統計主任へ回答ノ件

(四月)

第二号 京都美術工芸学校ニ於テ古代模様等編纂材料取調ノ為特

別縦覧券数枚予メ購入方竝模写出版等ノ儀ニ付キ同校へ  
回答ノ件

(四月)

第三号 旧館長高山信離ヨリ事務引継済ノ旨総長へ上申ノ件

(五月)

【明治卅六年重要雜録】

第一号 菱木時之助出品ニ係ル茶壺外二点差押処分ノ件

(十一月)

【明治卅八年重要雜録】

第一号 旧館長森本後凋ヨリ事務引継済ノ旨総長へ上申ノ件

(四月)

第二号 菊御紋章ノ附著セル物品取調回報ノ儀内事課通牒ノ趣ヲ

具シ主事ヨリ照会ノ件

(六月)

【明治卅九年重要雜録】

第一号 大澤技手非職ニ付キ自今什宝寄託及出品等ニ就テハ総テ

他ノ館員ヲ以テ引合ニ及フヘキ旨各館員姓名記載ノ上各  
社寺社寺務所へ通牒ノ件

(六月)

【明治四十年重要雜録】

第一号 絵葉書及案内書発行ニ付キ押捺スヘキ「スタンプ」調製

ノ件

(三月)

《重要雜録 自明治四十一年至同四十四年》

【明治四十一年 重要雜録】

第一号 旧館長心得青木咸一ヨリ事務引継濟ノ旨総長へ上申ノ件  
(二月)

第二号 野村部長転任ノ際引継書類ノ件

【明治四十二年 重要雜録】

第一号 明治四十一年度当館処務要項ヲ総長へ申報ノ件 (二月)

【明治四十三年 重要雜録】

第一号 明治四十二年度当館処務要項ヲ総長へ申報ノ件 (二月)

第二号 附近出火ノ際非常警戒線通行鑑札調製方館長へ何竝同鑑  
札携帯者非常線通行ノ儀ニ関シ京都府知事へ依頼ノ件  
(五月)

第三号 「コロタイプ」原版整理ニ関シ光村利藻へ照会ノ件  
(六月)

第四号 明治三十六年五月以降国宝ニ編入ノ告示掲載ニ係ル官報  
号、年月日等取調知恩院へ回答ノ件 (十一月)

【明治四十四年 重要雜録】

第一号 明治四十三年度当館処務要項ヲ総長へ申報ノ件 (二月)

第二号 菊御紋章ノ付著セル物品ヲ取調主事事務兼勤へ回答ノ件  
(六月)

《重要雜録 自明治四十五年至大正十三年》

【明治四十五年・大正元年 重要雜録】

第一号 明治四十四年度当館処務要項ヲ総長へ申報ノ件 (二月)

【大正二年 重要雜録】

第一号 自明治四十五年一月至大正元年十二月当館処務要項ヲ総  
長へ申報ノ件 (二月)

第二号 皇太子殿下並淳宮、光宮両殿下当館へ行啓館内御通覧ノ  
旨総長へ上申ノ件 (四月)

【大正三年 重要雜録】

第一号 当館管守金並当館觀覽札受払簿内藏寮京都現金取扱方ヨ  
リ引継ヲ受ケタル旨宮内省京都支金庫ヨリ通牒ノ件  
(二月)

第二号 当館予備資現在額基金へ引継ノ為払出ノ旨総長へ申報ノ

件 (二月)

第三号 大正二年度当館処務要項総長へ申報ノ件 (二月)

第四号 官制改正ニ依リ京都、奈良両帝室博物館館長俸給支出ノ儀ハ本年度中ニ限り従前ノ通支給方帝室博物館主事ヨリ

通牒ノ件 (八月)

【大正七年 重要雑録】

第一号 大正六年度当館処務要項ヲ総長へ申報ノ件 (二月)

【大正八年 重要雑録】

第一号 大正七年度当館処務要項ヲ総長へ申報ノ件 (二月)

【大正四年 重要雑録】

第一号 大正三年度当館処務要項ヲ総長へ申報ノ件 (二月)

第二号 皇太子殿下当館へ行啓館内御通覧ノ旨総長へ報告ノ件 (四月)

【大正九年 重要雑録】

第一号 大正八年度当館処務要項ヲ総長へ申報ノ件 (二月)

第二号 京都支金庫取扱主任者交代ニ付新任者印鑑京都支店長ヨリ届出ノ件 (十二月)

【大正五年 重要雑録】

第一号 大正四年度当館処務要項ヲ総長へ申報ノ件 (二月)

第二号 帝室会計審査局へ提出スヘキ大正四年度列品出納計算書附属繰越明細書東京帝室博物館へ送付ノ件 (十月)

【大正十年 重要雑録】

第一号 大正九年度当館処務要項ヲ総長へ申報ノ件 (二月)

第二号 京都支金庫取扱主任者交代ニ付新任者印鑑京都支店長ヨリ届出ノ件 (五月)

【大正六年 重要雑録】

第一号 大正五年度当館処務要項ヲ総長へ申報ノ件 (二月)

第二号 判任官以下ニシテ俸給月額四十五円以下ヲ受クルモノニ特旨賜金ニ付其人名帝室博物館ヨリ通牒ノ件 (七月)

第三号 官制改正ニ依リ当館会計分任官官印ヲ当分従前ノ官印使用ノ旨京都支金庫へ通牒ノ件 (十月)

第四号 長距離電話加入申請ノ件 (十月)

第五号 経費節減ニ関シ大臣ノ訓示宮内次官ヨリ通牒ノ件 (十二月)

【大正十一年 重要雜録】

- 第一号 京都支金庫取扱主任者加藤友吉改印ニ付印鑑京都支店長ヨリ届出ノ件 (一月)
- 第二号 大正十年度当館処務要項ヲ総長へ申報ノ件 (三月)
- 第三号 宮内省本金庫京都派出所ヨリ印鑑届出ノ件 (六月)
- 第四号 宮内省本金庫京都派出所事務取扱者追加ニ付印鑑同派出所ヨリ届出ノ件 (八月)
- 第五号 奈良帝室博物館長久保田鼎自宅電話開通ノ旨同館ヨリ通牒ノ件 (十二月)

【大正十二年 重要雜録】

- 第一号 官報広告申込ノ件(取消) (二月)
- 第二号 大正十一年度当館処務要項ヲ総長へ申報ノ件 (七月)
- 第三号 本年末休館日限繰上ノ件 (十一月)

【大正十三年 重要雜録】

- 第一号 宮内省本金庫京都派出所ヨリ納入金證明願出ノ件 (二月)